

瑞浪市内土岐町発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果に対する岐阜県知事意見

第1 総括的な事項について

- 1 本事業の工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった著しい環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに関係機関に報告を行うとともに、必要に応じて調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 2 本事業の工事中及び供用後における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、さらなる環境負荷の低減に努めること。
- 3 本事業に伴う周辺への環境影響及びその保全措置について、適切な機会をとらえて地域住民等に対して丁寧に説明するとともに、環境保全に関する要望等に配慮すること。また、本事業に係る事後調査及びモニタリングの結果については、年度ごとに結果を取りまとめて公表すること。
- 4 仮置きした要対策土の場外への搬出が早期に可能となるよう、恒久的な要対策土置き場の検討を早急に進めること。
- 5 仮置き場の設置、供用及び撤去に際して必要な法令上の順守事項や手続きについては、あらかじめ調査するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、適切に対応すること。
- 6 本意見書の各項目について検討のうえ、平成30年9月25日付けで提出された「瑞浪市内土岐町発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について」の記載内容を補正するとともに、本事業の環境保全措置に反映すること。

第2 個別の環境要素に係る事項について

- 1 大気質
要対策土の運搬車両の運行に伴う粉じんの発生を低減するため、荷台をシート等で覆うとともに、必要に応じて散水を行うこと。
- 2 大気質、騒音、振動
工事関係車両の運行の集中に伴う沿道住民の住環境の悪化が懸念されるため、工程の調整等により運行する運搬車両の台数の平準化を図ること。

3 水質

- (1) 仮置き場の底版コンクリートや遮水シートに破損がないか定期的に確認するとともに、破損があった場合には速やかに補修等適切な対応を行うこと。また、大雨により集水タンクの汚水が溢水しないよう、十分な対策を講ずること。
- (2) 仮置き場が立地する造成地を浸透した湧出水をモニタリングする計画であるが、仮置き場から汚水が漏洩した場合、モニタリング地点の湧出水に影響を及ぼすまでには時間差があることを念頭において、仮置き終了後の湧出水及び周辺河川のモニタリングの頻度及び期間を明示すること。
- (3) 仮置き場で集水した汚水を南垣外非常口工事ヤードの排水処理施設に流入する汚水と混合する際には、各々の水量及び水質並びに排水処理施設の能力を勘案して、排水処理施設からの排水が基準を超過することがないように必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 仮置き場に入出入りする工事関係車両のタイヤや従業員の靴などの洗浄に使用した汚水の処理方法を示すこと。
- (5) 仮置き場からの排水の放流先、放流方法等は、河川管理者とあらかじめ協議すること。

4 土壌

- (1) 岐阜県内月吉鉱床北側の約3 km区間における発生土等の管理示方書に定める管理値を超えるウランを含有する要対策土は、仮置き場に搬入しない旨、明示すること。
- (2) 仮置き終了後の有害物質による土壌汚染の調査にあたっては、あらかじめ調査方法を定め、県及び関係市に報告すること。また、有害物質による土壌汚染が確認された場合は、あらかじめ汚染土壌の管理方法及び処理・処分の具体的な措置方法を定め、県及び関係市に報告するとともに、地域住民等に説明したうえで措置を実施すること。

5 動物

工事関係車両の運行経路周辺に生息する貴重な哺乳類との接触事故等の発生が懸念されることから、運転者に対する教育指導の徹底を図ること。